

資料 4. 海外主要国の P R T R 制度の概要※¹

国名	制度	対象物質数	対象施設	届出データの扱い	把握開始
米国	TRI (有害物質排出目録)	682	製造業等(業種指定。従業員数及び年間取扱量ですそ切り)	個別データ及び集計データを公表	1987
カナダ	NPRI (全国汚染物質排出目録)	346	製造業等(業種指定。従業員数及び年間取扱量ですそ切り)	個別データ及び集計データを公表	1993
豪州	NPI (全国汚染物質目録)	93	製造業等(年間取扱量ですそ切り)	個別データ及び集計データを公表	1998
英国	PI※ ² ※ ³ (汚染目録)	大気への排出 70(66) 水への排出 89(89) 土壌への排出 66(66) 下水道への移動 88(89)	製造業等(業種指定。年間排出量ですそ切り)	個別データ及び集計データを公表	1991
オランダ	Emission Register※ ³ (排出目録)	300以上	環境管理法上の許可が必要とされる施設等。	個別データ及び集計データを公表	1974
EU	E-PRTR (欧州汚染物質排出移動登録)	91	製造業等(事業活動指定。事業規模及び年間排出量ですそ切り)	個別データ及び集計データを公表	2007
日本	PRTR (化学物質排出移動量届出制度)	462(平成22年度以降)	製造業等(業種指定。従業員数及び年間取扱量ですそ切り)	個別データ及び集計データを公表	2001

(参考) 他のOECD加盟国の状況

ベルギー・フランドル地方※³(1993年～ 大気82物質、水108物質)、デンマーク※³(1997年～)、フィンランド※³(1988年～)、ノルウェー(1992年～ 38物質)、アイルランド※³(1996年～)、スウェーデン※³(2000年～)、イタリア※³(2002年～)、韓国(1999年～ 415物質)、メキシコ(1997年～ 104物質)、スロバキア※³(2003年～)、スイス(2001年～ 86物質)、フランス※³(2003年～ E-PRTR対象項目及びその関連項目95項目、その他の特定項目33項目、科学研究開発施設のみの対象項目及び他に掲げられていない項目56項目)

※¹ 各種資料より作成した。

※² 環境規制上の許可を受け、当局の規制対象となる施設に係る対象物質数。括弧内は、当局の規制対象外であるが、E-PRTRの対象となるプロセスを操業している施設に係る対象物質数。

※³ EU加盟国はE-PRTRの下で取組を実施している。